歴史総合-DX

**2007年②（平成19）アイヌ新法の制定**

日本の先住民族であるアイヌ民族に関する古い記録としては、室町時代（1336年～ 1573年）初期の1356年の文献に、「東北の大海の中央に「蝦夷カ千島」があり、日ノ本・唐 子 （からこ ）・渡党（わたりとう）」の三類の蝦夷（えぞ）が群居す」と、 先住民族がいたことが記されている。その後の戦国時代には、「蝦夷（えぞ）」と呼ばれた北海道の南部に日本人が進出し、松前氏が今の函館を中心とした渡島半島南部 に日本人集落を建設し、徳川時代には、松前藩が成立、幕府が松前藩に認めたアイヌとの交易がなされたが、17世紀中期に、最大の反和人蜂起の「シャクシャインの戦い」（寛文蝦夷蜂起）、18世紀後半にも「クナシリ・ メナシの戦い」の反和人蜂起があった。幕府は1799 年、蝦夷地を直轄地として蝦夷地奉行（のちの箱館奉行）を設置し、ペリー来航を機に1854年以降は、幕府が蝦夷地を直轄した。明治となり明治維新政府は、1869年（明治2）に、開拓使を設置し「蝦夷」を「北海道」に改名して北海道が誕生したが、1871（明治4）にアイヌ民族も 「平民」に編入、1878（明治11）には「旧土人」と呼称することが正式に決定されたが、明治期の北海道ではアイヌ語の地名が日本語の地名として多くが採用された。1899年（明治32）には、アイヌ民族の同化政策を目的に「北海道旧土人保護法」が制定された。1903年（明治36）には、当時の民族主義の流れの中、大阪で開催された第五回内国勧業博覧会では、アイヌ民族や植民地の台湾原住民などを人類館で陳列展示する事件（人類館事件）が発生した。また、東京帝国大学文科大学言語学科を卒業した言語学者の金田一京助は、1907年（明治40）7月に単身、日露戦争で日本領となった南樺太（今のサハリン州）に渡り、アイヌ語の研究を行った。1923年（大正12）には、尾張徳川家の当主・徳川義親（よしちか）侯爵が旅行先のスイスから持ち帰った熊の木彫りの土産を、北海道南部の二海郡八雲町の徳川農場の付近にすむアイヌコタン（アイヌ部落）に伝授、旭川でも、1926年（大正元）にアイヌ民族の松井梅太郎が木彫り熊を作り、木彫り熊の民芸品は北海道土産として有名となった。しかし、戦後も「北海道旧土人保護法」は廃止されず存続、 その後に、アメリカの先住民族のインディアンやオーストラリアの先住民族アボリジニなどの先住民族の権利擁護や文化復権を求める国際的な潮流を受け、1995 年（平成7）、村山富市内閣に私的諮問機関「ウタリ（同胞・アイヌ語）対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、1996年（平成8）年には同懇談会が「アイヌ民族が北海道地方では日本人より先住していたことは 否定できない」との報告書を提出、衆参両院本会議で、 アイヌ民族を「先住民族」と認定することを求める決議が全会一致で採択された。1997年（平成9）5月には、アイヌ民族の民族性を明文化した「アイヌ文化振興法」（当時の新アイヌ法）が成立、「北海道旧土人保護法」が廃止された。その後に、さらに衆参の議院内閣委員会で、北海道におけるアイヌ民族の歴史的事実と確認、2019年（平成31）4月に、さらにアイヌ民族を北海道における「先住性」を明文化した新アイヌ法が成立し、アイヌ文化の振興が、国・地方自治体の責務となった。

（2014年6月、アイヌ文化の復興等のため、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、民族共生の象徴となる空間を北海道白老郡白老町に整備することが閣議決定され、2020年7月に「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が誕生した）